

水底土砂に係る判定基準

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする
金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年2月17日総理府令第6号)

最終改正:平成29年6月12日号外環境省令第15号

処分方法	海洋汚染防止法施行令第五条第一項に規定する埋立場所等への排出
検定方法	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法
	昭和48年2月17日環境庁告示第14号(イ):無機性の汚泥又は無機性の水底土砂 昭和48年2月17日環境庁告示第14号(ロ):イに掲げる廃棄物以外の水底土砂等
項目	無機性の汚泥又は無機性の水底土砂
1	アルキル水銀化合物 検出されないこと。
2	水銀又はその化合物 0.005mg/L 以下
3	カドミウム又はその化合物 0.1mg/L 以下
4	鉛又はその化合物 0.1mg/L 以下
5	有機りん化合物 1mg/L 以下
6	六価クロム化合物 0.5mg/L 以下
7	ひ素又はその化合物 0.1mg/L 以下
8	シアン化合物 1mg/L 以下
9	ポリ塩化ビフェニル 0.003mg/L 以下
10	銅又はその化合物 3mg/L 以下
11	亜鉛又はその化合物 2mg/L 以下
12	ふっ化物 15mg/L 以下
13	トリクロロエチレン 0.3mg/L 以下
14	テトラクロロエチレン 0.1mg/L 以下
15	ベリリウム又はその化合物 2.5mg/L 以下
16	クロム又はその化合物 2mg/L 以下
17	ニッケル又はその化合物 1.2mg/L 以下
18	バナジウム又はその化合物 1.5mg/L 以下
19	有機塩素化合物 40mg/kg 以下
20	ジクロロメタン 0.2mg/L 以下
21	四塩化炭素 0.02mg/L 以下
22	1,2-ジクロロエタン 0.04mg/L 以下
23	1,1-ジクロロエチレン 1mg/L 以下
24	シス-1,2-ジクロロエチレン 0.4mg/L 以下
25	1,1,1-トリクロロエタン 3mg/L 以下
26	1,1,2-トリクロロエタン 0.06mg/L 以下
27	1,3-ジクロロプロペン 0.02mg/L 以下
28	チウラム 0.06mg/L 以下
29	シマジン 0.03mg/L 以下
30	チオベンカルブ 0.2mg/L 以下
31	ベンゼン 0.1mg/L 以下
32	セレン又はその化合物 0.1mg/L 以下
33	1,4-ジオキサン 0.5mg/L 以下
34	ダイオキシン類 10pg-TEQ/L 以下

備考: 1. この表に掲げる基準は、第4条の規定に基づき環境大臣が定める方法により廃棄物に含まれる各号上欄に掲げる物質を溶出させた場合における当該各号下欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。
2. 「検出されないこと。」とは、第4条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。